インクルーシブな学校づくりをめざして

～ 支援教育の理念をベースにした学校経営 ～

相模原市立若草小学校　**大里　朝彦**

Ⅰ　はじめに

平成 25 年 12 月 4 日の参議院本会議で、「障害者の権利に関する条約（略称：障害者権利条約）の批准」が承認され、平成 26 年２月 19 日に我が国について条約の効力が生じるようになった。

障害者権利条約は、あらゆる障害者（身体障害、知的障害及び精神障害等）の、尊厳と権利を保障するための人権条約であり、条文は 50 条からなっている。教育については、第 24 条の冒頭に、「締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。」と表記されている。

この中の「障害者を包容するあらゆる段階の教育制度」が、いわゆる「インクルーシブな教育制度（inclusive education system）」といわれるものであり、その目的は「共生社会」の実現にある。インクルーシブとは、障害のある人とない人を分けない考え方であり、インクルーシブな教育制度（システム）とは、両者が共に学ぶ仕組みを意味している。

子どものころから、インクルーシブな感覚を身につけ、日常的に共生するための行動がとれる子どもたちを育てる学校にしたい。そのように考え、これまで校長として支援教育の推進を核として、インクルーシブな学校づくりに取り組んできた。校長として３校（富士見小・田名小・若草小）７年間にわたる実践研究についての報告を通して、学校におけるインクルージョンの考え方の浸透・拡大や校内の支援教育体制の確立についての提言をしていきたい。

Ⅱ　インクルーシブ教育システムと支援教育

１　文部科学省の考え方

文部科学省は、平成 19 年４月に出した通知「特別支援教育の推進について」において、「特別支援教育」とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものと定義している。

その上で、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っていると述べている。

そして、平成 24 年７月に文部科学省は、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」をまとめた。そこには、「共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。」

と明記されている。

まさに、共生社会を実現するために、義務教育段階から障害を特別なものとしてとらえない考え方を広め、障害のある児童生徒と共に学ぶことを基本にしているのである。

2　神奈川県が提唱する支援教育

これに対して神奈川県では平成 14 年２月に教育委員会通知で、「障害の有無にかかわらず子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していくことを学校教育の根幹に据えた教育」を「支援教育」として、その推進を学校教育指導の重点としている。

神奈川県教育委員会の説明では、特別支援教育と支援教育の関係は、子どもたち一人ひとりの教育的支援を行うのは共通であるが、障害に起因する教育的ニーズを対象とするものが特別支援教育であり、それは支援教育の一部とされている。

相模原市も、県の考え方をベースにしており、平成 23 年４月に出した「新・相模原市支援教育推進プラン」の基本的な考えでは、「誰をも包み込むというインクルージョンの理念のもと、障害のあるなしにかかわらず、児童・生徒が成長の過程で共に学び共に育つ教育の実現をめざします。」と述べている。

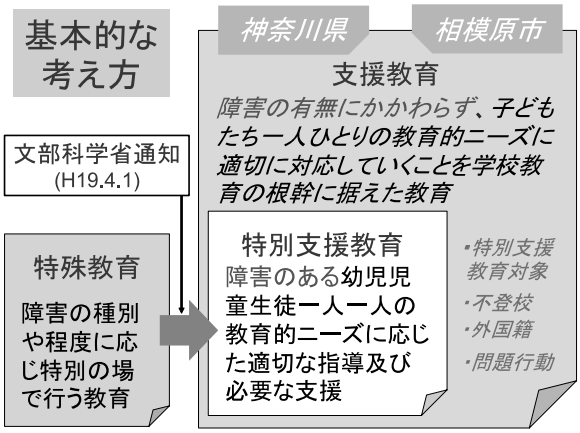

Ⅲ　実践の概要

1　実践にあたっての基本的な考え方

これまで、３校に渡って支援教育の理念を基盤に学校経営を進めてきた。進めるにあたって特に大切にしたのが、取り組みの方向性である。

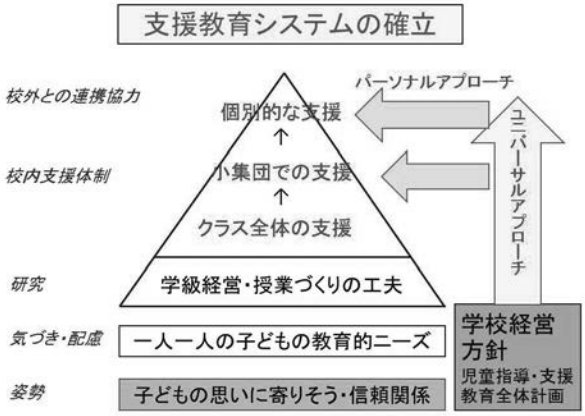

まずは、全体から考える、あるいは全体に対する方向性を表す「ユニバーサルアプローチ」という考え方である。ともすると、支援教育のイメージは、個別に配慮を必要とする児童への支援と捉えられがちになる。しかし、これまで述べてきたように、支援教育の対象はすべての子どもたちであり、その教育は子ども一人一人の確かな成長や豊かな育ちを促すための取り組みでなければならない。

一方、ユニバーサルアプローチの方向や進め方だけでは、なかなか効果が現れない子どももいる。そこで、一人一人の子どもの特性や実態を捉えた上での適切な対応が必要になってくる。それを「パーソナルアプローチ」としている。

ユニバーサルアプローチとパーソナルアプローチの二つの方向から、支援教育体制の構築を図ってきた。

2　ユニバーサルアプローチ

(1) 学校経営方針への位置づけ

学校を運営するにあたって基盤となるのが校長の経営方針である。子どもをどのように育てるのか、そのためにどのような学校を創っていくのかのビジョンを持ち、教育目標を設定することから始まる。その目標達成をめざすための基本方針を明確にすることが、教育活動の意義や方法の焦点化につながる。そ

こで、これまで赴任した３校すべてで、支援教育の理念を学校経営の基盤としてきた。次の文は現任校のものである。

> 一人一人の子どもたちの教育的ニーズに適切に応えるという支援教育の理念を基盤とした学校経営を推進する。

支援教育推進を明確に打ち出すことにより、教職員が子ども一人一人に目配りをし、子どもの居場所を確保し、個々の教育的なニーズを把握する感覚が鋭くなってくる。その結果、子ども一人一人が安心して過ごせ、仲間とともに育ち合う学級経営が展開されることになると考える。

また、今年度は学校経営方針の合い言葉として、「学びの笑顔」「ハートフルわかくさ」「チャレンジ・アップ」の３つを設定した。機会あるごとに職員・保護者・子どもに説明し、活動の価値付けや目標の達成の意識化に繋げるようにしている。

(2) 児童指導との一体化（校務分掌の工夫）

児童指導とは､学校の全教育活動を通して、一人一人の児童がその個性や能力に応じて、自己実現を図れるよう指導・援助するものである。その対象は、全児童であり、一人一人の教育的ニーズに適切に対応する方向は支援教育と同じである。児童指導上で問題行動を呈している子どもは、言い換えれば適切な支援を必要としている子どもに他ならない。まさに「困った子」ではなく、「困っている子」という見方で対応することが必要なのである。

そこで、児童指導と一体となった支援教育を進めている。具体的には、

○別々に組織されていた「児童指導部」と「支援教育部」を統合して「児童指導・支援教育部」とする。

○支援教育コーディネーターを複数配置した場合は、その一人を児童指導主任にする。

○児童指導主任と支援教育コーディネーターが常に情報共有を図れるようにする。

等である。また、効率的に一体化した取り組みを進めるとともに、担当者の負担を軽減するために、

□支援教育コーディネーターの役割分担と管理職が請け負う部分を明確にする。

□会議の時間短縮と負担の軽減を図るために昼食を食べながらの会議を行う。（現任校では「コーディネーターランチ」と呼び、学級担任が参加する場合は級外の教諭がその学級の給食指導にあたる）。

□学級担任がコーディネーターを務める場合は授業の持ち時数を減らす。

□支援教育コーディネーターを市の養成研修に参加させる。

等を行ってきた。

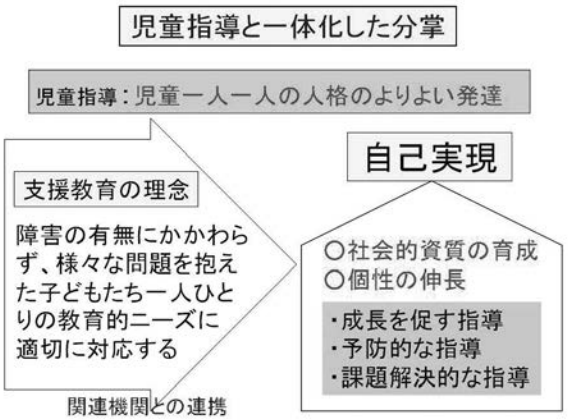

(3) 具体的な授業改善を進める

支援教育を実効的に推進するためには、学校教育活動のメインとなる授業を改善し、具体的な手立てをとることが必要である。これまでも、少人数指導やティームティーチングは行われ、それなりの効果は上げている。

しかし、通常の学級には発達障害の子どもも含めて多くの子どもがおり、しかも学習への興味関心、既習の知識、学習の姿勢、理解の程度、得意な認知方法等がそれぞれ異なっているのが普通である。そして、どの子どもも授業で「わかる・できる」ようになりたいと思っている。そこで、学級全員の子どもの

「わかりたい」「知りたい」「できるようになりたい」という知的欲求や好奇心を教育的ニーズと捉えて授業を展開することが、多様な状況の子どもの学びを確かなものにし、学力の定着に結びつくと考える。

そのために、日常的に行われている授業をよりわかりやすいものに改善していくことが、学習面や行動面で課題を抱えている子どもにとっては不可欠なことである。学習への意欲の向上が理解の定着に結びつき、生活態度の落ち着きや自己肯定感の育成につながるからである。

そのような授業改善を進めるために、教育委員会等の研究校を受託することも、一方策である。指定を受けることの忙しさや負担感はあるが、

○教職員集団の学びの方向が統一され、学校を動かす大きな力となる。
○教員一人一人の授業力の向上や多様な経験の積み上げが期待できる。
○そのことが子どもの学校生活の安心・安定や学力向上に繋がっていく。

こと等を考えると、研究校を受託する意義は大きい。

□富士見小（H20～H21）支援教育推進校
□田名小（H24～H26）
特色ある学校づくり研究校
□若草小（H26～H28）
特色ある学校づくり研究校

(4) 教育的ニーズの把握

支援教育では、まず子ども一人一人の教育的ニーズを的確に捉えるために、アセスメントの充実が求められている。支援教育の対象となる子どもが抱える課題としては、学習の遅れ・不登校・授業態度・友達とのトラブル等の目に見える部分と、得意な学習スタイルや学びの特性、心理的な状況等の目に見えにくい部分がある。

丁寧な見取りを行うために、各学年で個別的な支援や指導を必要としている児童を抽出し、それを支援教育コーディネーターがまとめるようにしている。抽出にあたっては、個別的な支援や配慮を必要としている状況を、学習面・生活面・行動面・不登校・健康面・その他の６つの領域に分け、全部で１５の具体的な状況例をあげたチェックシートを用いている。

また、個人や集団の社会的スキルの育成状況を把握する手立てとして、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用している。横浜プログラムは、子どもの社会的スキル育成のために横浜市教育委員会が開発した指導プログラムである。ここ数年、赴任した学校で活用を図っている。

特に、プログラムの中の子どもの学校生活に関するアンケートである「Y-P アセスメント」を、家庭訪問が終わった５月末と個別面談が始まる 11 月上旬の２回実施し､そのときの状況や数ヶ月後の変化を把握し、適切な指導や支援に反映できるようにしている。

Y-P アセスメントは、個人の「自尊感情」「自己効力感」「学級居心地感」が把握できるとともに、学級における個人の位置も分布図で示されるため、活用できる範囲が広い。現任校では、「小中学校連携教育推進協議会」で横浜プログラムを紹介し、中学校でも活用を考えている状況にある。

また、校長は学期末に全学級の「あゆみ」に目を通す。その中の教科や行動の評価の△の数や傾向で、学習の遅れだけではなく学習の偏りがある子どももわかるので、そこから学びの特性や学習スタイルの課題がある程度把握できると考えている。

(5) 考えや取り組みの周知

学校として支援教育を円滑に推進するためには、支援教育の考え方や関わる内容を、教職員を始めとして、子どもや保護者・地域の方に周知し、理解を広めることも重要である

と考える。

そこで教職員に対しては校長初年度から、校長としての思いを職員に伝えたり、学校を取り巻く教育の現状や新しい動き等を知らせたりするために、およそ週１枚のペースで、職員向けの「校長室だより」を発行している。

そこに「支援教育」に関することをシリーズにして、その理念や具体的な方法等について紹介している。最近では、「教師力とは」「インクルージョンへの道」「授業のユニバーサルデザイン化に向けて」等がある。

また、子どもたちには朝会の講話の中に、支援教育や人権に関連する話を盛り込み、必要に応じて図書室にある本等も紹介した。話すときには視覚的な資料を用意し、講話後はそれを掲示板に貼り、講話の内容を常に意識し振り返られるようにした。現任校では、子どもの意志で感想を書いてもらうようにし、双方向のやりとりで内容の深まりや子どもの具体的行動を促す意欲化を図っている。

保護者には、学校だよりで「インクルージョン」や「支援教育」に関する内容を紹介している。さらに、学校説明会やＰＴＡ主催の「子育て講座」で、校長が講師となって支援教育の考え方や、家庭教育における具体的な育て方等を話す中で、周知を図ってきたところである。

３　パーソナルアプローチ

(1) 個別指導計画の作成

前述したように教育的ニーズの把握を行う中で、個別的な支援や配慮を必要としている子どもが明確になってくる。

日常的に個別的な指導が行われている特別支援学級や通級による指導の担当者にとっては、個別の指導計画の存在は当たり前であり作成・活用も日常的に行われている。

しかし、集団指導を基本としている通常の学級の担任の多くは、個別の指導計画の考え方や目的・内容について、実感を持って理解していないことがほとんどである。また、忙しい教師にとっては、作成に精力を注ぎ込みすぎて疲弊してしまうこともある。

そこで、後述する「チャレンジルーム」で学習したり、通級による指導を受けたりしている子どもについて、Ａ４判１枚におさまる個別指導計画を作成している。

前任校でも現任校でも、５～６月に家庭訪問があるので、保護者との話を通して作成している。

前任校では、個別の指導計画作成に向けて市教委の指導主事、他校の経験豊富なコーディネーター、特別支援学校の地域支援担当教諭が各学年に入る形での研修も行った。

また、小学校を卒業し中学校へ進学する６年生に対しては、保護者の協力のもとに「小中連携支援シート」を作成し、良好な中学校生活に向けた取り組みを進めている。

(2) ケース会議の実施と巡回指導の活用

子どもに関する緊急性や必要性の高い課題については、関係者によるケース会議を開催している。参加するのは前述したコーディネーター会議のメンバーの他に、学級担任・学年主任である。また、家庭の課題を抱える場合は、関係する外部機関者を交えて行い、支援の方向性や具体的な手立てについて検討・確認を行っている。

また、相模原市には教育委員会学校教育課に「支援教育指導員」という心理学にも精通している専門職の方がおり、要請に応じて学校を巡回している。学校数と人数の関係もあり学期に１回の割合ではあるが、子どもの様子や教師の指導のあり方、環境調整について詳しく観察した上で、放課後に適切な指導助言をいただくようにしている。

給食時間も含めて、ほぼ１日いていただけるので、複数のクラスに対応してもらうことも可能であり、効果は大きい。

(3) チャレンジルームの設置

どの学校でも、通常の学級の中に個別指導

を必要としている子どもがいる。そこで赴任したどの学校でも、「チャレンジルーム」と称した個別指導の場を設置してきた。いわゆる「校内通級指導教室」である。それを主として担当するのは、市教委から派遣されている「支援教育支援員」である。支援教育支援員は、支援コーディネーターや学級担任と協力し、支援教育の充実を図るために、市内全公立小・中学校に配置されている。

週３日 18 時間の勤務で、保護者・子ども・教員の意向を踏まえて､学級に入って TT として指導にあたったり、場所を変えての個別指導を行ったりして、個別の対応を必要としている子どもの指導・支援を行っている。年度初めに全校児童や保護者へ周知を図り、家庭訪問で子どもの状況を話しながら、保護者や子どもの意向を確認した上で、個別指導や TT を行っている。

現任校は､現在２～６年生の 20 名の子どもが支援教育支援員に直接的な指導を受けている。個別指導により、特に学習面に課題を抱える子どもたちには、学習意欲が高まる・理解が進む・自信を持つ・コミュニケーションが増える等の成果が見られている。

学期末には、チャレンジルームでの学習の状況を保護者宛に知らせるようにしている。前任校では学校規模も大きかったので、級外教諭の持ち時数を調整して、２名の級外教諭をチャレンジルームに配置し、週４日の個別指導ができるようにした。

チャレンジルームでの学習の様子

(4) 交流及び共同学習の推進

インクルーシブな学校づくりにあたっては特別支援学級に在籍している子どもが、通常の学級の児童と交流を図ったり、一緒に学習したりすることが欠かせない。「交流及び共同学習」の必要性については、学習指導要領にも明記されていることである。

そこで、多くの学校では交流活動が盛んに行われている。特に現任校では、昨年度より地域にある「知的障害児施設」に入所している子どもが多数通学するようになり、特別支援学級に在籍するようになった。通常の学級のほとんどが、交流学級として位置づき、子どもたちは行事や授業での交流で触れ合いや学びを深めている。

実際に交流していくと、運動会での役割や遠足での班編制などで、子どもたちが難しさを抱く場面もないわけではない。しかし、インクルーシブな教育でめざすのは、きれい事ではない。様々な経験を通す中で、身につけていく感覚であり、困難を乗りこえる行動力である。

現任校では、綿密な交流及び共同学習の計画を立てるとともに、交流級の担任との打合せも定期的に行うようにしている。また、学期末の「あゆみ」には交流の欄を設定し、通常の学級の担任が所見を書いている。

Ⅳ　成果と課題

以上のように、支援教育に対する体制作りと具体的な取り組みを展開してきた結果、次のような学校の状況になっており、それは成果ととらえることができる。

○支援教育の体制づくりが整い、組織的な運営ができるようになってきている。

○学校全体に落ち着きが出てきて、他の教員が学級に入らなければ運営できないような学級はなくなった。

○教員が支援教育と特別支援教育の違いを理解し、支援を必要とする子どもへの対応力

が向上している。

○校内研究と絡めて、ユニバーサルデザインの授業を施行しようという動きが出始め、授業力の向上を目指す教師が増えている。

○平成 26 年度の「全国学力・学習状況調査」では、国語・算数とも前年度を上回る結果が出ている。

○保護者の学校に対する肯定的で好感的な評価が高まるにつれ苦情や要求が減り、相談が長引くケースもなくなった。

一方、課題としては、

●目に見える部分の課題は把握できるが、得意な学習スタイルや学びの特性、子どもの心理的な状態等を把握し、それらに適切に対応するための手立てが十分ではない。

●個別指導計画は作成しているが、継続的な記録ができず、十分に活用されていない。

等があげられる。

支援教育の対象となる児童は様々であり、それゆえ支援の方法も多様であり、学校の規模や状況、地域や子どもの実態や実情によっても、支援教育の推進体制や方法は異なるのが当然である。現状を踏まえて、今できることから始め、継続して取り組んでいくことが重要である。

V　提言

以上、述べてきたことから次の３点を提言としたい。

①学校経営方針や重点目標に位置づける

支援教育を学校体制として組織的・計画的に取り組むためには、校長が作成する学校経営計画に、支援教育についての基本的な考え方や方針を示すことが不可欠である。

適切な校務分掌や人の配置、学校内外の人材活用、外部機関への働きかけと連携等は校長の裁量で行えることである。

平成 19 年４月に文部科学省より出された「特別支援教育の推進について」という通知である。そこには、特別支援教育の推進は「校長の責務」であるとして、次のような文が書かれている。

「校長（園長を含む。以下同じ。）は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、次に述べる体制の整備等を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導することが重要である。また、校長は、特別支援教育に関する学校経営が特別な支援を必要とする幼児児童生徒の将来に大きな影響を及ぼすことを深く自覚し、常に認識を新たにして取り組んでいくことが重要である。」

このように、校長は支援教育を教育上の喫緊の課題と捉え、確固たるビジョンを持ち、校長がリーダーシップを発揮しなければならない。学校の英知を結集し、学校の実情や児童の特性、地域の実態を踏まえた支援教育体制の構築を進めていくことが大切である。

②校長に集まる情報・人材を活用する

校長のもとには校内・校外を問わず、日々いろいろな情報がもたらされる。学校を円滑に運営していくためには、適切な情報を収集・活用することも重要な職務であると考えている。もちろんコーディネーターが把握していることではあるが、外部的な関わりの多い校長が掌握することは欠かせない。実際的には、集まった子どもに関する情報は整理し、

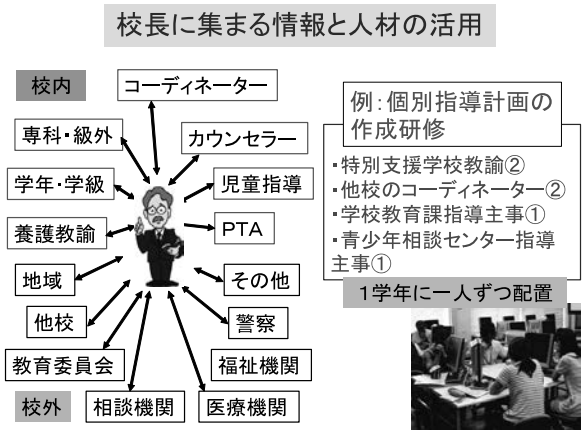

支援教育の視点で「個別に配慮を必要とする児童」の一覧表を作成している。

また、校長は校内だけでなく校外の機関や人とのつながりも、一般教諭よりはある。そこで知り得た専門家等に、相談やコンサルテーション、ケース会議への参加、子どもの観察や教師の指導に対する助言、講演会の講師等を依頼することもできる。

③教職員の支援教育スキルの向上を図る

相模原市は教育委員会が支援教育に力を入れており、「新・相模原市支援教育推進プラン」を策定し、そこに計画された様々な施策を実現している。特別支援学級の全校設置、支援教育支援員の全校配置、特別支援学級の介助員の配置、特別支援学級へのコンピュータの設置など、全国的にみても条件整備が進んでいる。さらには、今年度から児童支援専任教諭の配置も始まっている。

支援教育を進めていく中で、マンパワーの必要が生じる場合も多い。確かに人がいることで、支援や配慮が図られたり、教育活動の効果が上がったりすることはある。しかし、人をつけることで、子どもへの関わりを薄めてしまったり、支援教育は人がいないとできないという誤った価値観を持たせてしまったりすることもある。

そこで、教職員一人一人の支援教育に関するスキルの向上を図ることが重要である。特に、授業力の向上は不可欠である。その手段との一つとして、「ユニバーサルデザイン」による授業のあり方を追究することが効果的であると考える。

通常の学級における授業にこれまで特別支援教育で培われてきたノウハウを意図的に取り入れることで、どの子にとって学びやすくわかりやすい授業が可能である。ユニバーサルデザインの授業についての詳しい説明は省略するが、子どもにとって「わかる」ということは、学びの喜びを味わわせるとともに理解の定着を図り、自信と次の課題への意欲をもたらし、結果的に学力向上を期待できるものである。

Ⅵ　おわりに

７月中旬に、地区の健全育成協議会が公民館で開催された。そのときに一緒に参加した自校の PTA 副会長が、「校長先生、この前の高相ブロック講演会で、とても良いお話しを聞いてきました。校長先生、教頭先生、教務の先生の資料ももらってきました。」と言ってきた。いただいた資料は、「インクルーシブ教育の推進」という表題で、神奈川県教育委員会子ども教育支援課の方が話された内容の配付資料であった。

副会長は、支援教育の考え方を知り得たことと、６月に全家庭に配付した学校要覧の中の「めざす学校像」の一つに、「子ども一人一人を大切にするインクルーシブな学校」と書かれていたことを、とても嬉しく思ったことを熱く語ってくれた。

保護者が学校教育に期待したり、学校を誇らしく思ったりすることは、校長として嬉しい限りである。保護者や地域は、学校経営を円滑に進めていくためのバックボーンであり、その声はバロメーターである。これからも、保護者や地域と共に子どもたち一人一人を大事にした学校経営を進め、共生社会の担い手となる子どもたちを育てていきたい。

参考文献

①「障害者の権利に関する条約」2013 年
②通知「特別支援教育の推進について」
（文部科学省：2007 年）